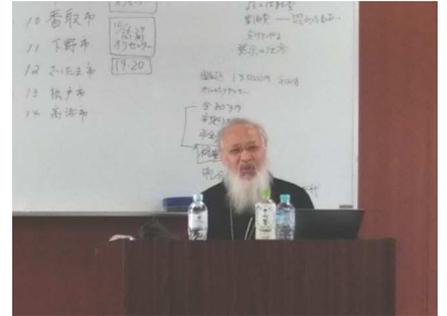


事業実績（研修）報告③

1. 研修の概要

- (1) 目的 2018 年度決算について
- (2) 日時 8月24日（土）17時～25日（日）15時
- (3) 場所 東京都渋谷区 市川記念会女性と政治センター 会議室
- (4) 参加者 鈴木規子



2. 研修内容と所感

《全国自治体議員行財政自主研究会 決算学習会》

「2018 年度決算について」

講師 菅原 敏夫氏（地方自治総合研究所）

- ・決算、財務書類、監査基準の変更…決算と監査は転換期に来ている覚醒が必要だ。
- ・内部統制とは何だろう。役所がちゃんと動いているか、責任ある人のガバナンスがきちんと効いているかを評価することである。かつては収入役、出納長を責任ある人として機能させようとした。自治法改正の失敗で、この責任あるポストを廃止し、会計管理者という、どうやっても責任をとることのできない職員をポストに就けたために、組織のコンプライアンスは脆弱となった。いまさら内部統制などという仕組みを導入しなければならなくなった。内部統制の最終の課題は内部統制が機能しなかった場合トップが責任をとるということである。
- ・もともとアメリカの企業の不正経理がもとでつくられた制度だし、日本においても不正経理問題に対処するためにつくられた制度だ。不正経理があったら、内部統制が機能していなかったのだからトップが責任をとる。今度の自治法の改正はトップが責任をとる仕組みが取り入れられていない。そして、もともとは責任をとるべき収入役、出納長はすでに存在していない。こんなばかな改正があるだろうか。
- ・内部統制とは、役所の仕組みがちゃんと動いているかどうかを評価するものだ。その評価の専門家は、弁護士や公認会計士であれば務まるのだろうか。その評価の監査は、弁護士や公認会計士であればつつがなくできるものだろうか。「専門家」の幻想だけが一人歩きしているのではないだろうか。
- ・固定資産台帳の整備について～財政諸表の課題として挙げられるのは、貸借対照表の借方、資産の部の真実性を証明できないことである。いかなる会計基準を採ろうとも固定資産を表示しないことはない。資本取引と損益取引の峻別も求められる。その結果を示す固定資産の価額が正確とは保証されていない。
- ・わけは、こうである。統一基準による財務書類作成に合わせて総務省は固定資産台帳の作成も求め、3年の猶予の後、統一基準による財務書類の完成公表と同時に固定資産台帳は整備された（公表されていない自治体もある）。しかし、もともと、公会計には、企業会計にある固定資産の概念が存在しなかった欠陥がある。

- 自治体には公定帳簿として、公有資産台帳はある。しかしそれには価額の記載がないものの方が多い。取得原価の記録は失われているものも多い。価額評価をそもそもしていないものもある。減価償却制度を採用していなかったために、固定資産の現在価値は個別の計算によるほかはない。3年かけて固定資産台帳を整備し、そして、この整備が貸借対照表を支える重要な支点だったにもかかわらず、できあがったものはあまりにも自治体間の精度が違いすぎて比較もできなければ、どこまでなら真実であるかを証明する手立ても得られなかった。資本取引を丁寧に記帳していつて、固定資産台帳が成熟（50年なのか60年なのか）するのを待つか、実地検査をすべてについて行って、ここまでいったら真実に近いというところまでやるか。時間は取り戻せない。資本取引と損益取引の区別をしないで失った時間は取り戻せない。公正妥当といえる代替案がない限り財務諸表は完成しない。

<所感>

- 監査に限っていえば、監査委員の資質は会計監査や住民監査請求への対応に限られるのではなく、行政の業績の監査、役所の仕組みの監査の重要性が増す。行政の業績、役所の仕組みの監視・監督はそもそも議会の最重要の役割だ。したがって、議員の資質の最も問われるところだ。議選監査委員の問題点は議員が監査委員になる点にあるのではなく、議員の資質を発揮しない議員が監査委員になってしまうことにあるのだ。仕組みじゃない、人だ。その人を選ぶやり方に問題があるのだ。との講師の主張に大いに同感する。
- この点に関する地方自治法の改正は、ここ6年ほど長らく議論されてきたところだが、議会改革しかり議会基本条例しかり、全国的に「仏作って魂入れず」的な動きにとどまっているところが少なくない。制度改革の前に意識改革の必要性を強く感じる。同時に、地方自治法についても「自治」とは何かについて抜本的な見直しが必要なのではないか。自治省がなくなり、総務省に吸収された時点で中央集権的要素が強まったように思われる。
- 固定資産台帳の整備状況に目を配ることを考えてきたが、今回の講義で改めて公会計の再構築の難しさに直面した思いである。知らないうちに基準が作られる懸念と同時に、国の基本的な考え方の整備が不可欠というしかない。

項目	支出金額	備考
研修費	10,000 円	受講料として
計	10,000 円	